

身体・精神に障がいがある方の軽自動車税などの減免

税務収納課 ☎ 66・1115

身体または精神に障がいがあり、車を所有している方は、税金の減免申請ができます。

対象者 身体障害者、戦傷病者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体障がい者自身が使用または障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方

減免する車 軽自動車、普通自動車(普通自動車は県税事務所へ申請)などのうち1人1台で、本人の所有する自動車(18才未満の身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者で本人と生計を一にする方の所有を含む)に限り、
※障がいの区分・等級により減免に該当しない場合があります。

◆軽自動車を新たに減免申請する場合

申請場所 税務収納課軽自動車税担当(本館1階)
持参するもの 印鑑、免許証、車検証、身体障害者・戦傷

病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※運転者と障がい者が同一世帯でない場合は「自動車税等にかかわる生計同一証明書」または「常時介護証明書」(減免申請以前1ヶ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る)が必要です。

◆軽自動車以前年度に減免を受けている場合
3月中旬に郵送した「減免」となっている軽自動車等の現況報告書が新年度の減免申請書となります。またお手元をお持ちの方は、該当する事項を記入の上、返送してください。

◆軽自動車を身体障がい者用に改造してある場合
車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障がい者用に改造してある軽自動車を所有されている方は税金の減免申請ができます。営業用、自家用の別は問いません。

◆普通車の場合
申請期限 5月26日(月)

愛知県東三河県税事務所 ☎ 0532254511(1)へ。

蒲郡南駅前広場の公共駐車場がオープンします

都市施設課 ☎ 66・1141

4月1日から蒲郡南駅前広場の西側に公共駐車場がオープンします。

名称 蒲郡南駅前広場公共

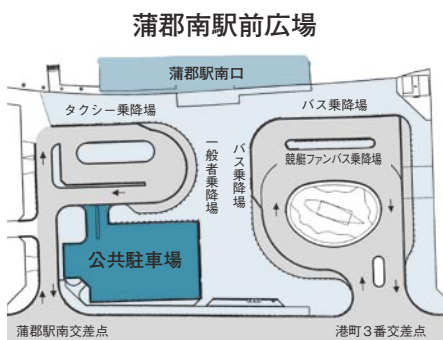
駐車場

収容台数 43台

利用時間 終日。ただし、午後10時から午前6時までは入場できません。

利用料金 30分まで無料。なお、30分を超える場合は、その超える時間について30分ごとに100円を加算します。

駐車できる車 普通自動車および軽自動車(二輪自動車は除く)



市内で新たな投資をされる事業者の方を応援します

商工観光課 ☎ 66・1119

ご活用ください 「産業支援奨励金」

市では、市内にある既存の産業を応援し、また新しい企業を市内へ呼び込むために、事業用で一定以上の投資をした方に「産業支援奨励金」を交付しています。工場や事務所、賃貸住宅の建設や機械設備の導入など、対象となる投資の予定のある事業者の方は、ぜひご活用ください。なお、この奨励金は平成22年度申請分までが対象です。

○対象となる方

固定資産税評価額が3千万円以上(大企業は1億円以上)となる事業用の家屋や償却資産を新たに取得する予定の法人・個人です。家屋と償却資産は別々に計算します。家屋用地として土地も取得する場合は、土地の評価額を家屋の評価額に合算できます。

※支援を受けることができるのは1事業者で家屋、償却資産それぞれ1回です。

○支援の内容

対象となる資産の固定資産税相当額を、家屋については3年間、償却資産については1年間、固定資産税を納めた翌年に奨励金として交付します。家屋用地として土地も取得する場合は、土地の税額も合算して交付します。奨励金の上限は年間5千万円です。

○申請の手続き

投資を行う前(購入の場合は購入前、家屋の新増築の場合は工事着工前)に事業の認定申請を商工観光課で行ってください。

